

広島県公安委員会告示第53号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の運転免許取得者等検査について、運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）第1条に規定する方法を認定したので、同法第108条の32の3第2項において読み替えて準用する同法第108条の32の2第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年9月4日

広島県公安委員会
委員長 西野 泰代

名 称	住 所	代表者の氏名	施設の名称	施設の所在地	方法の区分	方法の名称	認定年月日
有限会社世羅 自動車教習所	世羅郡世羅町 大字本郷730番 地の1	中島正敏	世羅自動車教 習所	世羅郡世羅町 大字本郷730 番地の1	規則第1条第1号 に規定する方法	認知機能検査同等	令和5年8月 23日
					規則第1条第2号 に規定する方法	運転技能検査同等	